

令和3年3月8日

学生・教職員の皆さんへ

東北大学教育学部・教育学研究科
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策本部
本部長 八鍬 友広

本学構成員の海外渡航及び本邦への再入国・帰国について（通知）

このことについて、[2月15日付けで理事・副学長（教育・学生支援担当）、理事・副学長（総務・財務・国際展開担当）、理事（人事労務・環境安全・施設担当）より別添のとおり通知](#)がありました。

不要不急の海外渡航につきましては、引き続き学生及び教職員の皆さんに中止を要請しますが、理事通知を踏まえ、今後は以下のとおり取り扱うこととしますので、よろしく願います。

記

1. 構成員の海外渡航について（私事渡航を除く）

本邦在留資格を有する本学の学生、教職員、研究員等（以下「構成員」という。）が、やむを得ない理由により海外渡航する場合には、担当理事に事前相談のうえ、本部の新型コロナウイルス感染症対策班会議において渡航の可否が判断されますので、別紙1「海外渡航事前相談様式」を渡航日の1ヶ月前までに東北大学教育学部・教育学研究科新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策本部（以下「対策本部」という。）に提出願います。

2. 外国人構成員の母国への私事渡航について

本邦在留資格を有する外国人構成員が、やむを得ない理由（家族行事への出席、介護等）で母国へ私事渡航する場合は、当職が渡航の可否を判断しますので、渡航の2週間前までに対策本部に相談願います。なお、対策本部の担当者より渡航者情報、渡航先情報などを問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、外国人構成員の母国への渡航であっても、私事渡航ではなく教育・研究等の目的での渡航（学会出席、交換留学等）である場合は、「記の1」による取り扱いとなりますので、ご注意願います

3. 構成員の再入国・帰国届について

「記の1」又は「記の2」により渡航した構成員（既に渡航中の者も含む）が本邦へ再入国・帰国する場合は、帰国予定日が決定したら速やかに対策本部へ連絡願います。なお、対策本部の担当者より帰国者情報、出入国情報、帰国後の健康観察を行う場所の情報等を問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、再入国・帰国の際、空港でのPCR検査または抗原検査の結果が判明した場合には、速やかに対策本部へご連絡願います。

【本件連絡先】

東北大学教育学部・教育学研究科

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策本部

taisaku_sed@grp.tohoku.ac.jp